

平成30年度答申第1号
平成30年4月6日

諮問番号 平成29年度諮問第50号（平成30年1月30日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 司法書士に対する懲戒処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 千葉地方法務局長（以下「処分庁」という。）は、平成29年6月30日付けで、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、審査請求人が平成21年6月28日に委任された信販会社等の債務整理業務について、同年10月以降、特別な理由がないのに、各信販会社等と何ら具体的な交渉をしなかったこと等の行為（以下「本件違反行為」という。）を行い、それらが司法書士法（昭和25年法律第197号。以下「法」という。）2条及び23条並びに千葉司法書士会会則（以下「本件会則」という。）79条、87条及び98条の規定に違反するものであるとして、法47条2号の規定に基づき、平成29年6月30日から6か月の業務停止処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (2) 審査請求人は、平成29年6月30日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。
- (3) 審査庁は、平成30年1月30日、本件審査請求は棄却すべきであると

して、当審査会に対し諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問書、審査請求書及び懲戒処分書から認められる。

2 関係する法令等の定め

(1) 司法書士に対する懲戒及びその手続について

ア 法47条は、「司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「法務局長等」という。）は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる」と規定し、同条2号において、「2年以内の業務の停止」を掲げている。

イ 法務大臣は、法47条の規定に基づく司法書士に対する懲戒処分に関する訓令として、司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令（以下「本件訓令」という。）を定めており、本件訓令3条は、「司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分を標準として、懲戒処分を行うものとする」と規定し、本件訓令別表において、「違反行為」として「受託事件の放置」を行った場合、「懲戒処分の量定」として「戒告又は2年以内の業務の停止」を掲げている。

ウ 法49条3項は、地方法務局長は、法47条2号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない旨規定する。

(2) 違反行為について

ア 法

(ア) 法2条は、「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と規定する。

(イ) 法23条は、「司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない」と規定する。

イ 本件会則

(ア) 本件会則79条1項は、「司法書士会員は、法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない」と規定し、同条2項は、「会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」

と規定する。

(イ) 本件会則 87 条は、「会員は、特別の理由がない限り、依頼の順序に従い、速やかに業務を取り扱わなければならない」と規定する。

(ウ) 本件会則 98 条は、「会員は、連合会並びに本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議を守らなければならない」と規定する。

3 審査請求人の主張

(1) 本件処分の理由として、懲戒処分書において、審査請求人は「特別な理由がないのに」債務整理の関係会社数社と「何ら具体的な交渉をせず」と記載されているが、審査請求人は、比較的少額の債権者に対しては返済の原資がなかったため交渉しなかったものであり、また、審査請求人の事務は停滞し、具体的な進展もなかったかもしれないが、本件事件について事務手続を行っており、放置していたわけではないため、本件処分は、誤認された事実に基づくものである。

(2) 本件処分の量定に関し、審査請求人は、回収できなかった過払金について、依頼者と和解が成立し、和解金の支払も終了しているため、量定の酌量事由として考慮すべきである。

また、本件処分の量定は、他の類似事案とも著しく均衡を欠いており、裁量権を逸脱している。

(3) 本件処分は、平成 27 年 3 月に処分庁の調査が終了してから相当期間経過後に行われており、本件処分に係る手続は違法又は不当である。

(4) 審査請求人は、処分庁の調査終了後の平成 27 年 3 月 8 日に、担当者から不処分である旨聞いており、本件処分は、その後の取扱いの変更によってなされたものであるから、事後法の禁止に反し、憲法 39 条の趣旨に違反し、手続的に違法又は不当である。

第 2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断の要旨は以下のとおりである。

1 本件処分の実体的な適法性及び妥当性について

(1) 事実認定

資料（訴状副本、報告書、釈明書及び第 9 回弁論準備手続調書）によれば、審査請求人は、本件処分における処分の事実の概要についておおむね認めた上で、依頼者から受けた債務整理の処理に問題があったことを認めしており、また、P 社に対する過払金返還請求を放置したことにより、過払

金の一部が回収不能となったこと、及び Q 社に対する過払金についても、債務整理を放置したことにより回収不能となったことが認められるため、事実を誤認しているとは認められない。

(2) 量定について

司法書士に対する懲戒処分は、本件訓令に基づき、公正かつ適正に行われなければならないとされ、違反行為が本件訓令の別表の「違反行為」欄に掲げるものであるときは、同別表の「懲戒処分の量定」欄に掲げる処分を標準として行うものとされている。

本件についてみると、本件違反行為は、同別表の「受託事件の放置」に該当し、「戒告又は2年以内の業務の停止」が標準的な量定とされているところ、本件違反行為の非違の程度及び依頼者に対し100万円を支払う旨の和解が成立していることを考慮するとともに、他の事例の量定と比較し、判断すると、業務停止6か月とした本件処分が、処分庁の裁量を逸脱したものとは認められない。

2 本件処分の手続的な適法性及び妥当性について

(1) 本件違反行為の内容が、複数の債務整理について放置等をしたものであること、及び審査請求人が、依頼者に対し、実際に被害回復したか否かについて考慮する必要があるところ、和解金の最終支払期日が平成28年3月であり、その後に和解金の支払状況を確認する必要があるといえる。そして、これらの事情を踏まえ、追加の聴取及び聴聞の機会を設けた上で行われた本件処分の一連の手続に、本件処分を取り消すような違法ないし不当な点は認められない。

(2) 平成27年3月に処分庁において調査が終了したとは認められないのは明らかであり、調査が終了し、その上で処分をしないとの方針が定まっていたことを前提にする審査請求人の主張に理由はない。

第3 調査審議の経緯及び調査審議における審査関係人の補充主張

1 調査審議の経緯

当審査会は、平成30年1月30日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年2月6日、同年3月13日、同月20日及び同月27日の計4回の調査審議を行った。

また、審査庁から同年2月22日付けで、審査請求人からは同月19日付け及び同年3月31日付けで、それぞれ主張書面又は資料の提出を受けた。

2 審査請求人の補充主張

本件違反行為が仮に「受託事件の放置」に当たるのであれば、本件処分の量定は本件訓令の別表の範囲に収まるものであるが、処分の幅が広すぎるため、処分庁の自由裁量であるとするれば、著しく法的安定性を害する。「本人確認義務違反」の場合、本件訓令の別表において、「戒告又は2年以内の業務停止」と規定されている（主張書面原文ママ）が、実際には重大な事実がある場合を除いてはその多くが戒告にとどまっていることと比較し、処分庁は審査請求人の責任が重大であるとしながらも、適切な先例を提示できておらず、不当である。

第4 当審査会の判断

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成29年7月27日付けで、本件審査請求を担当する審理員として、民事局民事第一課民事局付のRを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 処分庁は、平成29年8月15日付けで、審理員に対し、弁明書及び資料を提出した。

イ 審査請求人は、平成29年9月5日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 処分庁は、平成29年10月13日付けで、審理員に対し、再弁明書及び資料を提出した。

エ 審査請求人は、平成29年10月30日付けで、審理員に対し、再反論書及び資料を提出した。

オ 審理員は、平成29年11月1日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を同月15日までに審査庁に提出する予定である旨を通知した。

(3) 審理員意見書及び事件記録の送付

審理員は、平成29年11月15日付けで、審査庁に対し審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はいかがわれない。

2 本件処分の実体的な適法性及び妥当性について

(1) 本件処分の事実認定について

審理員は、上記第2の1(1)のとおり、審査請求人が、本件処分における処分の事実の概要についておおむね認めた上で、依頼者から受けた債務整理に問題があったことを認めており、その結果、一部の過払金の回収が不能となったことが認められるから、本件処分の前提となった事実認定に誤りはない旨判断しているところ、資料(報告書、釈明書及び第9回弁論準備手続調書)によれば、審査請求人は、平成21年9月頃から依頼が増加し、事務処理に支障を来す事態となったことを認め、同年6月28日に委任された依頼者に関する債務整理を放置し、また、適切なアドバイスを怠ったことを認めていることを確認することができるから、審理員の上記判断に特段不当な点は見当たらない。

(2) 本件処分の量定について

ア 審理員は、上記第2の1(2)のとおり、本件違反行為は、「受託事件の放置」に該当し、標準的な量定は「戒告又は2年以内の業務の停止」であるとした上で、本件違反行為の非違の程度及び依頼者に対し100万円を支払う旨の和解が成立していることを考慮するとともに、他の事例に照らせば、6か月の業務停止処分とした本件処分が処分庁の裁量を逸脱したものとは認められない旨判断している。

そこで検討するに、法47条は、司法書士が同法又は同法に基づく命令に違反したときは、法務局長等は、当該司法書士に対し、同条1号から3号までの処分をすることができる旨規定し、司法書士に対する懲戒処分に関する訓令である本件訓令3条は、司法書士等が行った行為が本件訓令の別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同別表の懲戒処分量定の欄に記載された量定を標準とする旨規定しているところ、本件違反行為は同別表にいう「受託事件の放置」に該当し、標準的な量定としては「戒告又は2年以内の業務の停止」に相当するといえる。

そして、資料(懲戒処分事例(平成28年12月15日A法務局長))によれば、審理員が本件処分量定の妥当性を判断するに当たって比較した事例のうちの一つである、A法務局長による平成28年12月の懲戒処分事例は、長期間にわたり複数の債務整理業務について処理を放置した点において本件処分の事案と共通していることが認められ、比較対象として適切なものといえることができる。加えて、当該事例は、業務停止4か月

の懲戒処分的事例ではあるものの、本件処分の事案と異なり、依頼者から嘆願書が提出されていること、本件処分においては、当該事例と異なり、依頼者から業務を怠ったため多額の損害が発生したとして損害賠償請求訴訟を提起され、和解金を支払うに至った事情もあることなどを考慮すれば、業務停止6か月とした本件処分が処分庁の裁量を逸脱したものとは認められないというべきであり、審理員の上記判断も妥当なものといえる。

イ この点に関して、審査請求人は、依頼者と和解が成立し、和解金の支払が終了していることが量定の酌量事由として考慮されていない旨主張するとともに、本件と類似する別の複数の事例を挙げ、本件処分の量定は、それらの事例と著しく均衡を欠いたものである旨主張する。

しかしながら、懲戒処分書には「依頼者に生じた損害に対し、裁判上の和解をして100万円を支払ったなどの事情を考慮し」と記載され、依頼者と和解が成立し、和解金の支払が終了していることは、本件処分の酌量事由として考慮されていることが認められる。

また、審査請求人が挙げた各事例は、資料（懲戒処分事例（平成29年4月10日B地方法務局長、平成29年3月14日C地方法務局長、平成29年3月15日D法務局長及び平成29年2月6日E法務局長））によれば、違反行為の類型が「受託事件の放置」に該当する点は本件と共通する一方、放置した事件の件数や回収不能となった債権の有無等が異なっており、本件処分の量定を判断するに当たって比較する類似事例としてはいずれも適切な事例とは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

3 本件処分の手続的な適法性又は妥当性について

(1) 審査請求人は、上記第1の3(3)及び(4)のとおり、本件処分について、処分庁による調査が平成27年3月に終了したにもかかわらず、それから相当期間経過後に行われており、また、調査終了後の同月8日に担当者から不処分である旨を知らされた後に取扱いの変更によりなされたものであって、事後法の禁止に反し、憲法39条の趣旨に違反し、手続的に違法又は不当であるなどと主張する。

(2) この点、審査関係人から提出された全ての資料をみても、本件処分は、平成29年6月30日付けで行われたところ、本件処分以前に本件に関して不処分とする旨の決定が行われたとか、不処分とする旨の通知が審査請求人に対してされたなどの事実は認められず、審査請求人の主張はその前

提を欠くものというべきである。

なお、資料（第9回弁論準備手続調書）によれば、処分庁は、本件訓令に基づき、審査請求人の情状等の有無を検討するため、審査請求人による依頼者に対する和解金の支払状況を確認する必要があり、その最終支払期日が平成28年3月であったことから、審査請求人の情状等の事実を確認し、それらを踏まえ、追加の聴取及び聴聞の機会を設けた上で本件処分を行っていることが認められる。本件処分の一連の手続が、そのような事情もあってある程度長期にわたっているとしてみても、それが違法又は不当であるとまではいえない。

(3) したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠		
委	員	小	早	川	光	郎
委	員	山	田	博		